

入札公告

庁舎等維持管理業務の委託契約に係る条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 第 1 項及び福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。）第 246 条第 1 項の規定により公告する。

令和 6 年 3 月 5 日

福島県知事 内堀 雅雄

1 入札に付する事項

- (1) 件名 福島県原子力災害対策センター機械設備保全管理業務
- (2) 業務箇所 福島県南相馬原子力災害対策センター
(福島県南相馬市原町区萱浜字巢掛場 45-178)
福島県檜葉原子力災害対策センター
(福島県双葉郡檜葉町大字山田岡字仲丸 1-77)
- (3) 業務概要 福島県原子力災害対策センターに係る機械設備保全管理業務
- (4) 履行期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件及び入札説明書に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 庁舎等維持管理業務競争入札参加有資格者名簿（令和 6・7 年度分）の機械設備保全管理業務に登録されている者であること。
- (2) 福島県内に本店、支店又は営業所を有する者。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

- (1) 本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続等は要しない。
- (2) 設計図書、契約の条項、入札説明書等の閲覧期間及び閲覧場所
 - ア 閲覧期間 令和 6 年 3 月 5 日（火）～ 令和 6 年 3 月 19 日（火）
 - イ 閲覧場所 福島市杉妻町 2 番 16 号
福島県庁北庁舎 3 階 福島県危機管理部原子力安全対策課
- (3) 設計図書等に対する質問及び回答
 - ア 受付期間 令和 6 年 3 月 5 日（火）～ 令和 6 年 3 月 12 日（火）
 - イ 受付方法 入札説明書による。
 - ウ 受付場所 福島県危機管理部原子力安全対策課（福島市杉妻町 2 番 16 号）
電話番号 024-521-7254
ファクシミリ 024-521-8368
電子メール genshiryoku@pref.fukushima.lg.jp
 - エ 回答予定日 令和 6 年 3 月 15 日（金）
 - オ 回答書閲覧方法 3-(2)の閲覧場所及び福島県危機管理部ホームページに掲載する。

4 入札方法等

- (1) 入札書の提出について
入札説明書による。
- (2) 入札日時等
 - ア 入札日時 令和6年3月25日(月)午後2時00分から
 - イ 入札場所 福島県庁 北庁舎2階「男子仮眠室」(福島市杉妻町2番16号)
- (3) 開札は、入札終了後に入札会場で行うものとする。
- (4) 入札結果の公表及び方法
入札説明書による。

5 入札参加資格要件の審査に関する事項

開札後、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者(同額の場合はいくじ引きにより先順位となった者)に係る入札参加資格確認書類の記載事項を審査の上、入札参加資格を確認するものとする。

当該者の入札参加資格が確認されなかった場合は、当該者以外の者で予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者(同額の場合はいくじ引きにより先順位となった者)に係る入札参加資格確認書類の記載事項を審査の上、入札参加資格を確認するものとし、確認できなかった場合は以下同様に行うものとする。

6 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、入札説明書による。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び庁舎等維持管理業務条件付一般競争入札心得において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、令和6年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

9 その他

その他詳細は、入札説明書による。また、不明な点は以下のところに照会すること。

問い合わせ先	福島県危機管理部原子力安全対策課
電話番号	024-521-7254
ファクシミリ	024-521-8368
電子メール	genshiryoku@pref.fukushima.lg.jp